

第24期 第18回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年12月24日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 1 8 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 4 日（金）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 8 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員 1 8 名

農地利用最適化推進委員 1 1 名

事務局 局長

次長

係長

係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 89 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 3 件

議案第 90 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外） 1 件

第 3 報告第 30 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について 3 件

報告第 31 号 農地の使用貸借解約通知について 1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第18回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号1番 ○○ ○○ 委員、2番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第89号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第89号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	上三谷	○○ ○○
譲受人	大平	○○ ○○
申請地	上三谷	畑
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難
	(譲受人)	新規就農
権利の種類	売買による所有権移転	

経営状況については、本日配布しています、議案説明書の1ページ目に概要が、また新規就農ということで、2ページ目から7ページまでが就農計画それとA3サイズイメージイラストを添付しております。資料について少し説明させていただきます。A3のイラストをご覧ください。右側が平面の土地利用のイメージ図に、真ん中の建物は、販

売と体験をするショップのイメージです。今回取得する農地の比較的傾斜のない部分に庭園のような植栽を行い、生産と鑑賞、さらには加工販売を兼ねた観光農園を計画されているようです。本業は造園で生計を立てているので、新規就農ではありますが、経営面では事業拡張になるような計画になっています。

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していませんでした。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは高齢であり、農地管理困難ということで売却したいということです。譲受人は、〇〇地区で造園業をしており、当該農地へは花木を移植する予定です。よろしくをお願いします。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画、目標等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

20代から造園業をやっています、外構工事をメインにやっています。現在家を建てる方は、植物に興味がないなと思っていて、ここ数年はさらに植物から離れる方が多くなっていて、そこを何とか植物に関心をもてないかと思っています。私は花木を栽培し、切り花からドライフラワーにしてリースにするワークショップなどを行い

販売もしています。需要も年々増えていき手ごたえがあり、量が足りないので農地を使い、花木を栽培していきたいと思っています。この農地では、来客された方がくつろげる場所を作り、植物を育てて販売し、体験してもらうために、農業をさせてもらいたいと思っています。

〇〇農業委員

今回の案件は農業というより、事業ではないですか。まあ、花木を植えて商売をすることはいいことなので大賛成です。

〇〇推進委員

この事例は、一生懸命頑張ってもらえれば、地域の活性化になりますので、頑張ってください。

〇〇農業委員

植え付け、販売から、多くの農業従事者が必要だと思うのですが。

〇〇さん

現在の事業は1人でやっていますが、今やろうとしていることは、1人ではできないので、仲間を巻き込みながらやっていけたらと思っています。

<新規就農者退室>

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	八倉	〇〇	〇〇
申請地	八倉	田	

譲受人の耕作面積 〇〇㎡
申請理由 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
 (譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は議案説明書2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは松前町の方で面識はありませんが、御兄弟が八倉に住んでいて畑も管理されているそうです。その隣に〇〇さんが水田を持っていて、米と野菜を作っていて、サラリーマンの定年退職後農業を頑張っています。応援したいと思っていますので、よろしく願います。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人 兵庫県 〇〇 〇〇

譲受人 上三谷 〇〇 〇〇

申請地 上三谷 田

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

 (譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は議案説明書3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは実家が〇〇です。管理が不十分なところがあり、申請地の隣にお住いの譲受人の〇〇さんが、耕作放棄地になってはいけないということで、譲り受けることとなりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第90号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第90号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	東京都 〇〇株式会社
土地所有者	伊予郡松前町 〇〇 〇〇
申出地	上三谷 田
転用目的	携帯電話無線基地局

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある上三谷の〇〇集落の周辺は、〇〇において電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第90号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

場所的には〇〇に近い、〇〇付近です。電話が弱い地域になるので、改善するために基地局を置くものです。周辺の農地に影響はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

議案第90号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第90号につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第90号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

第 3

■報告第 3 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 3 0 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1 番

貸渡人	伊予郡松前町	〇〇 〇〇
借受人	松山市	株式会社〇〇
届出地	下吾川	畑 外 1 筆
転用目的	露天駐車場	
権利の種類等	賃借権	

2 番

譲渡人	神奈川県川崎市	〇〇 〇〇
譲受人	香川県丸亀市	〇〇 〇〇
届出地	三島町	畑
転用目的	個人住宅	
権利の種類等	所有権移転	

3 番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇 〇〇
	米湊	〇〇 〇〇
譲受人	松山市	有限会社〇〇
届出地	米湊	田 外 2 筆
転用目的	分譲宅地	
権利の種類等	所有権移転	

議長

報告第 3 0 号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして4ページをお開きください。

■報告第31号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第31号 「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	稲荷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	市場	田	外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

以上です。

議長

報告第31号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・アンケート結果について
- ・委員研修会における内容の確認について

事務局より説明あり

議長

次回の開催日程について

定例総会 令和4年1月27日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を
開催予定としております。

以上で、第18回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第18回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時40分 閉会)